

第9問

以下の事実について、Xの罪責を論じなさい。

1 医師Xは、患者A（女性，12歳）と親しくなり，Aの様子から，わいせつな行為をしてもAは受け入れてくれるだろうと思込み，診療所においてAにわいせつな行為をした。しかし，Aにそのような気持ちはなかったため，Aは，Xの行為を拒絶し，その場から逃げ出した。

XがAに口止めをするためAを追いかけたところ，Aは，気が動転するとともに恐怖心から周囲をよく見ずに走ったため，川に転落して頭部を強打し，死亡した。Xは，それを見て，Aがまだ生存していると思ひ，とどめを刺すため，石でAの頭部を殴打し，逃走した。

Aの同意があると誤信

認識した事実が不同意わいせつ罪に当たるかを判断

不同意わいせつ罪の故意あり？

認識事実：殺人

殺人未遂罪？
← 不能犯

発生事実：死体損壊

死体遺棄罪？
← 抽象的事実の錯誤

殺人未遂罪と死体遺棄罪は分けて検討しよう

第9問（続き）

2 他方、Xは、B（女性）と交際しており、本心ではBと結婚する意思はなかったが、Bとの交際を継続するため、Bには「結婚しよう」と言っていた。しかし、XがなかなかBと結婚しようとしなため、Bは、次第にXに結婚を強く迫るようになった。困ったXは、Bの体調を悪化させて関心をそらそうと考え、Bに対し、血圧を安定させる薬であると嘘を言い、めまいを惹き起こす薬を与え、服用するよう指示した。Bは、Xの指示どおりに2週間にわたり毎日その薬を服用し、その結果、ふらつきの症状が出るなど体調が悪化した。

3 それでも、BがXに結婚してくれるよう求めてきたことから、Xは、Bが不治の病であると誤信させてBを自殺に追い込もうと企てた。Xは、Bに対し、「顔色が悪いけど、大丈夫か。診てやろう」と言い、上記の診療所においてそれらしい検査をした後、Bに対し、「不治の病にかかっている。余命は1か月程度だ」と嘘を述べた。Bは、医師であるXの言葉を信用した。Xは、「君が弱っていく姿を見たくない。その前に自ら生命を絶ってほしい。僕のことを想うなら、そうしてくれ」とBに提案した。Xは、混乱している様子のBに対し、「君もそのほうが楽だろう。苦しまずに死ねる薬がある」などとたたみかけた。Bは、Xの提案に納得し、承諾した。そこで、Xは、致死量の毒薬をBに渡し、Bは、その毒薬を自ら飲んで、死亡した。

死亡することには同意していることがポイント

錯誤に基づく同意

Bの自殺意思：
有効
⇒ 自殺教唆罪？
無効
⇒ 殺人罪？